毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○景観法施行細則……（都市計画課）　39
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……（保健福祉部総務課）　49

告　　示

○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　49
○道路の供用の開始……（道路課）　49
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……（河川課）　49
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　49
○景観計画の決定……（都市計画課）　50

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告（４件）……　50

規　　則

景観法施行細則をここに公布する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第72号

景観法施行細則

（趣旨）

第１条　景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行については、景観法施行令（平成16年政令第398号）、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令第４号）、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第１号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号。以下「景観条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（景観計画の軽微な変更）

第２条　景観条例第19条第２項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

⑴　景観計画区域に係る変更のうち、次に掲げる理由により当然必要とされるもの

ア　景観計画区域内の市町村が景観行政団体となったこと。

イ　市町村の廃置分合又は境界変更があったこと。

⑵　法、景観条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等

（行為の届出等）

第３条　景観条例第20条に規定する行為の届出等（以下「行為の届出等」という。）は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

⑴　法第16条第１項の規定による届出　別記第１号様式

⑵　法第16条第２項の規定による届出　別記第２号様式

⑶　法第16条第５項の規定による通知　別記第３号様式

２　別記第１号様式及び別記第３号様式には、省令第１条第２項各号に掲げる図書のほか、別記第４号様式による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。

３　別記第２号様式には、省令第１条第２項各号に掲げる図書のうち変更の内容の説明に必要なもののほか、景観形成の配慮事項に係る対応説明書を添付しなければならない。

４　前３項の規定により提出する書類等は、それぞれ正副２部を当該行為の届出等に係る行為の場所を所管する支庁長を経由して知事に提出しなければならない。

（適用除外行為）

第４条　景観条例第22条第１項第１号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる法令の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為とする。

⑴　自然公園法（昭和32年法律第161号）第９条第２項及び第３項、第10条第２項及び第３項、第13条第３項、第14条第３項、第24条第３項、第26条第１項並びに第56条第１項後段

⑵　北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第７条第２項及び第３項、第10条第４項並びに第21条第１項

⑶　北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第25条第１項（同条例第22条第１項の表に規定する自然景観保護地区の区域内の行為に係るものに限る。）

⑷　森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項

⑸　風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第７号）第２条及び第３条後段

⑹　北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第14条第１項及び第35条第１項

２　景観条例第22条第１項第２号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

⑴　さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第８条第１項に規定する鉄道施設又は空港整備法（昭和31年法律第80号）

第２条第１項に規定する空港の用に供するものを除く。）

⑵　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法第８条第１項に規定する鉄道施設又は空港整備法第２条第１項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）

⑶　煙突その他これらに類する工作物

⑷　物見塔その他これらに類する工作物

⑸　彫像、記念碑その他これらに類する工作物

⑹　観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

⑺　自動車車庫の用に供する立体的な施設

⑻　アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設

⑼　石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設

⑽　汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物

３　景観条例第22条第１項第３号の規則で定める規模は、別表第１（景観条例第13条第１項の規定により指定された広域景観形成推進地域においては、別表第２）のとおりとする。

（身分証明書）

第５条　法第17条第８項の身分を示す証明書は、別記第５号様式によるものとする。

（景観重要建造物を表示する標識）

第６条　法第21条第２項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

２　前項の標識は、別記第６号様式によるものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第７条　景観条例第27条第４号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

⑴　景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。

⑵　景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。

（景観重要樹木を表示する標識）

第８条　法第30条第２項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

２　前項の標識は、別記第７号様式によるものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第９条　景観条例第29条第３号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

⑴　景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。

⑵　景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

附　則

この規則は、平成20年10月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

行為の区分		規　　模
１　法第16条第１項第１号に規定する行為	⑴　新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ20メートルかつ延べ面積3,000平方メートル）
	⑵　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の建築物の規模が⑴に規定する規模以下のとき　増築後又は改築後の建築物の規模が⑴に規定する規模 イ　増築前又は改築前の建築物の規模が⑴に規定する規模を超えるとき　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
	⑶　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１（修繕等に係る建築物の規模が⑴に規定する規模以下の場合にあっては、２分の２）
２　法第16条第１項第２号に規定する行為	⑴　新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第４条第２項第１号に掲げる工作物　高さ５メートル イ　第４条第２項第２号及び第３号に掲げる工作物　高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）

		ウ　第４条第２項第４号に掲げる工作物　高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ　第４条第２項第５号から第10号までに規定する工作物　高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル
	⑵　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の工作物の規模が⑴に規定する規模以下のとき　増築後又は改築後の工作物の規模が⑴に規定する規模 イ　増築前又は改築前の工作物の規模が⑴に規定する規模を超えるとき　増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
	⑶　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１（修繕等に係る工作物の規模が⑴に規定する規模以下の場合にあっては、２分の２）
３　法第16条第１項第３号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が１万平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが５メートル

備考　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条の規定に準ずるものとする。

別表第２（第４条関係）

対象地域	行為の区分		規　　模
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極	１　法第16条第１項第１号に規定する行為	⑴　新築又は移転	高さ10メートルかつ延べ面積1,000平方メートル（都市計画法第８条第１項第１号に規定する地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル）
		⑵　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の建築物の規模が⑴に規定する規模以下のとき　増築後又は改築後の建築物の規模が⑴に規定する規模 イ　増築前又は改築前の建築物の規模が⑴に規定する規模を超えるとき　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
		⑶　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１（修繕等に係る建築物の規模が⑴に規定する規模以下の場合にあっては、２分の２）
	２　法第16条第１項第２号に規定する行為	⑴　新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第４条第２項第１号に掲げる工作物　高さ５メートル イ　第４条第２項第２号及び第３号に掲げる工作物　高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） ウ　第４条第２項第４号に掲げる工作物　高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） エ　第４条第２項第５号から第10号までに掲げる工作物　高さ10メートルかつ築造面積1,000平方メートル
		⑵　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の工作物の規模が⑴に規定する規模以下のとき　増築後又は改築後の工作物の規模が⑴

町及び倶知安町の区域）			に規定する規模 イ　増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき　増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
		(3)　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１（修繕等に係る工作物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、２分の２）
	３　法第16条第１項第３号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が5,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが５メートル

備考　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第２条の規定に準ずるものとする。

別記第１号様式（第３条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書				
景観法第16条第１項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年　月　日 北海道知事　様		届出者	住　所	（郵便番号　　） （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）
			氏　名	印 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
			電話番号	
※受　付	※受付番号	連絡先	所　属	
			住　所	（郵便番号　　）
			氏　名	
			電話番号	
行為の場所		都市計画法第８条第１項の地域、地区又は街区		
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区分	□新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更	□修繕 □模様替 □色彩の変更
		用途	高さ　m（増改築分　m）	階数　階
		敷地面積　m²	建築面積　m²	延べ面積　m²（増改築分　m²）
	□工作物	区分	□新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更	□修繕 □模様替 □色彩の変更
		用途	高さ　m（増改築分　m）	築造面積　m²（増改築分　m²）
	□開発行為	開発区域の面積　m²	構築する施設	
		法面又は擁壁の高さ　m	法面又は擁壁の長さ　m	

（裏）

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況（建築物又は工作物の種類及び設計又は施行方法）	第一立面	区分					割合単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					100%
		第二立面	区分					割合単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					100%
			区分					割合

計又は施行方法	物である場合のみ記入）	第三立面	彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	単位(%)
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					100%
		第四立面	区分					割合
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	単位(%)
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					100%
着手予定日			年　月　日		完了予定日	年　月　日		

注１　※印欄は、記入しないこと。
　２　「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。
　　なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
　３　「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
　４　該当する□内に、レ印を付すこと。
　５　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第２条の規定に準ずること。
　６　「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10ＹＲ２／１の場合は、色相10ＹＲ、明度２、彩度１と記載する。）。
　７　彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
　８　次の図書を添付すること。
　　なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。
　　⑴　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
　　ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
　　イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
　　ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
　　エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図
　　オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）
　　カ　その他参考となるべき事項を記載した図書
　　⑵　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為の場合
　　ア　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
　　イ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
　　ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面
　　エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）
　　オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記第２号様式（第３条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の変更届出書				
景観法第16条第２項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年　月　日 北海道知事　様		届出者	住所	（郵便番号　　） （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）
			氏名	印 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
			電話番号	
※受付	※受付番号	連絡先	所属	
			住所	（郵便番号　　）
			氏名	
			電話番号	
景観計画区域内における行為の届出書受付番号	第　　号			
行為の場所				
設計又は施行方法の変更内容	変更前		変更後	
変更の理由				

（裏）

注１　※印欄は、記入しないこと。
　２　「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。
　　なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
　３　「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
　４　次の図書のうち、設計又は施行方法の変更内容の説明に必要なものを添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。

(1)　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図

オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）

カ　その他参考となるべき事項を記載した図書

(2)　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為の場合

ア　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）

オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記第３号様式（第３条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書				
景観法第16条第５項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。 年　月　日 北海道知事　様		通知者	住　所	（郵便番号　　）
			機関名及び代表者名	印
			電話番号	
※受　付	※受付番号	連絡先	所　属	
			住　所	（郵便番号　　）
			氏　名	
			電話番号	
行為の場所		都市計画法第８条第１項の地域、地域又は街区		

行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区分	□新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更		□修繕 □模様替 □色彩の変更
		用途	高さ　m （増改築分　m）	階数　階	
		敷地面積　m²	建築面積　m²	延べ面積　m² （増改築分　m²）	
	□工作物	区分	□新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更		□修繕 □模様替 □色彩の変更
		用途	高さ　m （増改築分　m）	築造面積　m² （増改築分　m²）	
	□開発行為	開発区域の面積　m²	構築する施設		
		法面又は擁壁の高さ　m	法面又は擁壁の長さ　m		

（裏）

行為の種類及	彩色の状況（建築物又	第一立面	区分					割合単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					100%
		第二立面	区分					割合単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度	
			彩色が施され	素材名				

び設計又は施行方法（は工作物である場合のみ記入）							
			ていない部分				
			計				100%
		第三立面	区分				割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度
			彩色が施されていない部分	素材名			
			計				100%
		第四立面	区分				割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色彩（マンセル値）	色相	明度	彩度
			彩色が施されていない部分	素材名			
			計				100%
着手予定日			年　月　日		完了予定日	年　月　日	

注1　※印欄は、記入しないこと。
2　「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。
3　該当する□内に、レ印を付すこと。
4　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第２条の規定に準ずること。
5　「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10ＹＲ２／１の場合は、色相10ＹＲ、明度２、彩度１と記載する。）。
6　彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
7　次の図書を添付すること。
なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。
⑴　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図
オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）
カ　その他参考となるべき事項を記載した図書
⑵　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為の場合
ア　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
イ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面
エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第４号様式）
オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記第４号様式（第３条関係）
その１

（表）
景観形成の配慮事項に係る対応説明書

※受付番号	

行為の場所	
□建築物 □工作物 □開発行為	□ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転　□ 外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更）

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	
規模	□地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形態又は色彩その他	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 □全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 □外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 □多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	

の意匠	□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構・その他	□敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 □敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 □堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

（裏）

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 □開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
緑化等	□開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注１　※印欄は、記入しないこと。
　２　「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。
　３　「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

（日本工業規格Ａ４）

その２

（表）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書（広域景観形成推進地域用）

※受付番号	

羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域）		
行為の場所		
□建築物 □工作物 □開発行為	□ 新築又は新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転　□ 外観の変更	□修繕 □模様替 □色彩の変更

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 □羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	
規	□地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対し	

模	て、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 □羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	
形態又は色彩その他の意匠	□羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 □全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 □四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 □多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 □オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構・その他	□敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 □敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 □堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

（裏）

【開発行為】

位置	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 □羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	□羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 □開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 □開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注１　※印欄は、記入しないこと。

２　「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

３　「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

（日本工業規格Ａ４）

別記第５号様式（第５条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第６項の規定により原状回復等を行い、又は同条第７項の規定により立入検査若しくは立入調査を行う者であることを

証明する。

第　　号
所　属
職　名
氏　名

写　真

身　分　証　明　書

印

交付年月日　　年　月　日
有効期限　　年　月　日

北　海　道　知　事　印

（裏）

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第17条　景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第１項第１号又は第２号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第７項及び次条第１項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第３項の規定は、適用しない。

２～４　（略）

５　景観行政団体の長は、第１項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

６　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

７　景観行政団体の長は、第１項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

８　第６項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

９　（略）

備考　この用紙は日本工業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第６号様式（第６条関係）

この建造物は、景観法第19条第１項の規定により指定された景観重要建造物である。

北海道

指定番号　　北海道景観重要建造物第　　号
建造物の名称
指定年月日

縦　15センチメートル以上
横　20センチメートル以上

別記第７号様式（第８条関係）

この樹木は、景観法第28条第１項の規定により指定された景観重要樹木である。

北海道

指定番号　　北海道景観重要樹木第　　号
樹木の樹種
指定年月日

縦　15センチメートル以上

横　20センチメートル以上

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第73号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第21条第２項中「232万6,000円」を「236万6,000円」に改める。

第31条第２項を削り、同条第３項中「50万円」を「51万円」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「30日」を「１月」に改め、同項を同条第３項とする。

第33条の４第３項中「13万7,000円」を「13万7,500円」に改める。

別表第２の１の表㈠の項中「15,000円」を「15,400円」に改め、同表㈥の項中「14,500円」を「14,100円」に改め、同表㈦の項中「14,800円」を「14,300円」に改め、同表㈧の項中「14,500円」を「14,000円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第21条第２項、第31条第２項及び第３項、第33条の４第３項並びに別表第２の１の事項（大工、左官、とび職に係る部分を除く。）の規定は、平成20年４月１日から適用する。

告　　示

北海道告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

１	解除に係る保安林の所在場所	標津郡中標津町字西竹859の４、860の６
２	保安林として指定された目的	風害の防備
３	解除の理由	道路用地とするため

北海道告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　小藤沼田線	雨竜郡秩父別町字秩父別1169番４地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別4095番３班地先まで	平成20．6.20

北海道告示第420号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

１	河川の名称	二級河川信砂川水系信砂川
２	廃川敷地等が生じた年月日	平成20年６月20日
３	廃川敷地等の位置	右岸　増毛郡増毛町阿分62番３地先から同687番１地先まで、増毛郡増毛町阿分217番31
４	廃川敷地等の種類及び数量	土地　5,540.32㎡

北海道告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　足寄都市計画土地区画整理事業に係る事項

⑴　都市計画の種類　　土地区画整理事業

⑵　都市計画を定めた土地の区域

土地区画整理事業を変更した土地の区域

足寄町北１条１丁目、北２条１丁目、北３条１丁目、北４条１丁目、北５条１丁目、北６条１丁目、北３条２丁目、北４条２丁目の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

２　足寄都市計画道路に係る事項

⑴　都市計画の種類　　道路

⑵　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	３・３・１号観光通	足寄町南１条１丁目	足寄町旭町４丁目	足寄町南１条５丁目
幹線街路	３・３・４号北大通	足寄町北１条１丁目	足寄町北６条１丁目	足寄町北４条１丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第422号

景観法（平成16年法律第110号）第８条第１項の規定により、景観計画を次のとおり定めた。

その景観計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各支庁産業振興部建設指導課及び各土木現業所企画総務部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成20年６月20日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　景観計画の名称　　北海道景観計画

２　景観計画の区域　　景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域

３　効力の発生する日　　蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域においては平成20年10月１日、その他の市町村の区域においては平成21年４月１日とする。

支　庁　告　示

北海道渡島支庁告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年６月20日

北海道渡島支庁長　畑　　秀　叔

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　ロータリ除雪車　１台

交換契約によりロータリ除雪車１台（300ＰＳ級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車１台（2.2m／2,300ｔ級）を当該契約の相手方から調達する。

イ　除雪グレーダ　１台

交換契約により除雪グレーダ１台（4.0m級、１W）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ１台（4.0m級、１W）を当該契約の相手方から調達する。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　納入期限

ア　平成20年11月28日

イ　平成21年１月30日

⑷　納入場所

ア　北海道函館土木現業所江差出張所

イ　北海道函館土木現業所事業部事業課

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成20年６月20日から７月４日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 041－8554　函館市美原４丁目６番16号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道函館土木現業所企画総務部総務課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎３階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8554　北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入札日時　　平成20年７月31日（金）午後１時30分（送付による場合は必

着）

⑶　開　札　場　所　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

9　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　北海道函館土木現業所企画総務部総務課

⑵　所　在　地　郵便番号 041－8554　函館市美原４丁目６番16号

電話番号 0138－47－9608

10　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1

b. Snow Removing Grader (Blade length : 4.0 meters class Attaching one-way side-plow) Quantity 1

B. Bit tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 31, 2008

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-8554 Japan

Phone : 0138-47-9608

北海道後志支庁告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年６月20日

北海道後志支庁長　宮　木　康　二

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　ロータリ除雪車（2.6m・3,400ｔ／ｈ級）　１台

交換契約によりロータリ除雪車１台（400ＰＳ級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車１台（2.6m・3,400ｔ／ｈ級）を当該契約の相手方から調達する。

イ　ロータリ除雪車（1.5m・800ｔ／ｈ級）　１台

交換契約によりロータリ除雪車１台（130ＰＳ級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車１台（1.5m・800ｔ／ｈ級）を当該契約の相手方から調達する。

ウ　除雪トラック（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２W付）　１台

交換契約により除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２W付）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２W付）を当該契約の相手方から調達する。

エ　除雪トラック（10ｔ級、４×４、Ｓ・Ｇ付）　１台

交換契約により除雪トラック１台（７ｔ級、４×４、Ｓ・タンク付）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（10ｔ級、４×４、Ｓ・Ｇ付）を当該契約の相手方から調達する。

オ　除雪トラック（７ｔ級、４×４、Ａ・Ｇ付）　１台

交換契約により除雪トラック１台（７ｔ級、４×４、Ｓ・Ｇ付）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（７ｔ級、４×４、Ａ・Ｇ付）を当該契約の相手方から調達する。

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　納　入　期　限　平成20年12月５日（金）

⑷　納　入　場　所　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入（製造）実績があること

を証明した者であること。

⑸　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑹　納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

⑺　この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶から⑺までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成20年６月20日から７月14日まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号
北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道小樽土木現業所別棟会議室（送付による場合は、郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入札日時　平成20年７月31日　午後３時（送付による場合は、平成20年７月30日必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

６　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

７　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道のホームページ（http : //www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/odg/）においてダウンロードすることができる。

８　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

９　その他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷のイ、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名称　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号
電話番号 0134－25－2142

10　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be procured :

ａ．Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1

ｂ．Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5 meters, Maximum snow removing capacity : 800 tons per an hour) Quantity 1

ｃ．Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1

ｄ．Snow Removing Truck (10 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade) Quantity 1

ｅ．Snow Removing Truck (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching variable snow plow and snow scraper blade) Quantity 1

Ｂ．Date and time for tender : 3 : 00 P.M. July 31, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than July 30, 2008.)

Ｃ．Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2142

北海道宗谷支庁告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年６月20日

北海道宗谷支庁長　横　内　英　一

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　除雪トラック　2台

交換契約により除雪トラック２台（10ｔ級２台）を契約の相手方に供し、除雪トラック２台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ付１台、Ａ・Ｇ・１Ｗマックレー付１台）を当該契約の相手方から調達する。

イ　除雪グレーダー　1台

交換契約により除雪グレーダー１台（4.0m級）を契約の相手方に供し、除雪グレーダー１台（4.0m級、シャッターブレード付き）を当該契約の相手方から調達する。

ア及びイは、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　納入期日　ア　平成20年11月28日
　　イ　平成21年１月21日

⑷　納入場所　ア　北海道稚内土木現業所事業部事業課　１台
　　北海道稚内土木現業所礼文出張所　１台
　　イ　北海道稚内土木現業所事業課　１台

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成20年６月20日から７月10日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 097－8585　稚内市末広４丁目２番27号
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　稚内市末広４丁目２番27号　北海道宗谷合同庁舎３階入札室（郵送による場合は、郵便番号 097－8585　北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入札日時　　平成20年７月30日　午後２時　（郵送による場合は、平成20年７月28日までに必着）

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

9　その他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名称　　北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　　郵便番号 097－8585　北海道稚内市末広４丁目２番27号
電話番号 0162－33－3711

10　Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

a. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : Quantity 1, Attaching angling snow plow and snow scraper blade and one-way side-plow : Quantity 1) Quantity 2

b. Snow Removing Grader (Blade length : 4.0 meters class. Attaching side-shutter) Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 30, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than July 28, 2008.)

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido, 097-8585 Japan
Phone : 0162-33-3711

北海道胆振支庁告示第66号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年６月20日

北海道胆振支庁長　大　杉　定　通

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　除雪トラック　１台

交換契約により除雪ドーザ１台（12ｔ車輪式、汎用プラウ）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ）を当該契約の相手方から調達する。

イ　除雪トラック　１台

交換契約により除雪グレーダ１台（Ａ式4.0m、１Ｗ）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ａ・Ｇ・１Ｗ）を当該契約の相手方から調達する。

ウ　除雪トラック　１台

交換契約により除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・１Ｗ）を当該契約の相手方から調達する。

エ　除雪トラック　１台

交換契約により除雪トラック１台（７ｔ級、Ｓ・Ｇ）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（７ｔ級、４×４、Ｓ・Ｇ）を当該契約の相手方から調達する。

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　限　　平成20年11月28日

(4)　納　入　場　所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(5)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6)　納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(7)　この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成20年６月20日から７月18日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 051－0016　室蘭市幸町９番11号
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　室蘭市幸町９番11号　北海道胆振合同庁舎別館４階大会議室
（送付による場合は、郵便番号 051－0016　室蘭市幸町９番11号　北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入　札　日　時　　平成20年７月31日　午後１時30分（送付による場合は、平成20年７月30日必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

６　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

７　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量220グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

８　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

９　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　　称　　北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

⑵　所　在　地　　郵便番号 051－0016　室蘭市幸町９番11号

電話番号 0143－24－9857

10　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be purchased :

ａ．Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1

ｂ．Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1

ｃ．Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1

ｄ．Snow Removing Truck (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade) Quantity 1

Ｂ．Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 31, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than July 30, 2008.)

Ｃ．Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, 11-Gou, 9-Ban, Saiwaichou, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan.
Phone : 0143-24-9857

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,090円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社